

TRIPCARE 旅行保険規則
片道国内プログラム

PVI 保険会社（以下は「PVI 保険」をいう）

PVI 保険は PVI 保険より合法的な保険証明書が発給されたことにより保険が有効となることが条件として、本保険規則の各条項、条件、定義、免除条項及びその他条項に従い保険の権利を支払うことを同意する。

第 I 章
保険権利の纏め

本保険権利の纏め表は航空会社の片道国内航空券及び PVI 保険を購入した顧客に対して適用される。（以下は「被保険者」をいう）

権利	権利の金額
1. 個人事故に関する保険権利	
1.1 個人事故 - 2歳～75歳までの被保険者 - 75歳以上の被保険者 - 7日齢～2歳未満の被保険者	1.000.000.000 ドンまで 500.000.000 ドンまで 100.000.000 ドンまで
2. 旅行の間にある障害に対する保険権利	
2歳以上の被保険者に適用とされる。ただし、権利 2.5 は 7歳以上の被保険者に適用とされる。	
2.1 旅行のキャンセル	航空券の元価格まで
2.2 荷物及び個人アイテム - 被保険者の荷物、衣服、その他個人アイテムの損失、損害の場合	20.000.000 ドンまで (アイテム 1 個に当たり 3.000.000 ドンまでの上限額)
2.3 航空会社のフライト遅延 - 当初のスケジュールに比べ遅延の 4 時間にに対して弁償する	1.000.000 ドンまで (延滞の 4 時間に当たり 200.000 ドンまでの上限額)
2.4 荷物の 8 時間以上の遅延到着 - 到着スケジュールに比べ遅延の 8 時間にに対して弁償する	1.600.000 ドンまで (8 時間に当たり 480.000 ドン)

2.5	旅行書類の損失	5.000.000 ドンまで
2.6	ハイジャックの場合に対する保険権利 – 飛行機はハイジャックされた 8 時間にに対して弁償する	4.200.000 ドンまで (飛行機がハイジャックされた 8 時間に当たり 2.100.000 ドン)

第 II 章 定義

事故: 被保険者が予測できない結果に及ぼす客観的な外部要因より突然に起こった事件である。

事故による死亡: 事故が直接、単独な原因である被保険者の死亡である。

航空会社: ベトナムの法律に従い設立され、運営している航空会社である。

航空券 (航空会社の電子航空券販売システムで購入した席も言われる) : 航空会社より発行され、被保険者の具体的な旅行に対して購入された航空券である。この旅はベトナムから出発する。

身体負傷: 事故がその他原因と別れ、直接で、単独な原因になり、被保険者が負担する身体的な負傷である。

保険証明書: 航空会社の片道国内プログラムである TripCARE 旅行保険を購入した際に電子方式を通じて発行された旅行保険証明書である。

子供: 7 日齢から 14 歳未満になり、合法的に委任された成年被保険者と同行する者であり、または 2 歳以上になり、航空会社の子供単独行サービスを利用する、及び/または合法的に委任された成年被保険者と同行する者である（子供の年齢は航空会社により異なる）

内戦: 国内の 2 つ側、または多くの側の間に、または異なる信念、宗教、思想のある各側の間に起こる武装した戦争である。

この定義は武装した革命、反乱、立上または戒厳令の結果も含める。

旅先: 被保険者のスケジュール通りのフライトが出発後に向かう場所である。

病気: 病気の突然で、真剣な突発であり、速やかに、短い間に流行され、地理的な地域の範囲内に異常に多くの人に影響を及ぼすこと。

エクストリームスポーツ、活動: サーフィン、ボートローイング、崖からの飛込、馬ジャンプ、マラソン、2 つ組合スポーツ、3 つ組合スポーツ、または危険性がある行動等を含めるが、それに限定しなく、高度な危険性（高度な専門、特別な体質努力に関して、専用器具及び危険な行動が必要）があるスポーツ及び活動である。これは公衆に普及している通常な観光活動（高さ、健康または体力について警報がある観光活動を除き）または許可された地方観光管理業者より提供された観光活動を含めない。ただ、被保険者は当該観光活動をする際に、観光管理業者の専門のあるガイド及び/または監督者の監督、案内を受ける必要がある。

最初出発日: 被保険者の航空券に明記される出発日である。

病院: 現地国の現行法律の規定に従い許可、設立される施設であり、それは医療または解剖の病院であり、主要な機能はスパセンター、肌ケアセンター、精神、神経障害者の介護センター、高齢者、アルコール等の中毒者の介護センター、クリニック等ではない。病院では医師からの連続的な監督が必要である。

ハイジャック: 暴力で飛行機を乗っ取り、支配する行為、または不正の意図をもって暴力で脅かす行為である。

家族のメンバー: 被保険者の配偶者、お子さん（子孫または養子）、兄弟、配偶者の兄弟、両親、配偶者の両親、祖父母、甥、姉父、姉母及び姉子である。

被保険者: 航空券に名前が記載され、スケジュール通りのフライトに対して保険証明書が発給される顧客である。

スケジュール: ウェブサイトで航空券を購入した際に発行された電子証明書であり、「スケジュール」と表される。

肢: 肩から手首までの肢、及び手、または腰、足首及び足である。

視力の低下: 目の視力の全てを低下し、回復できなく、解剖方法またはその他治療方法でも治療できないこと。

山登り及びトレッキング: 靴底付きのネイル、鋤、ボルト、カラビナ、オリエンテーション索類設備、またはアンカーワイヤー等を含めるが、それを限定しない規定通りの設備を使用する必要がある、山に上る、下がることである。

海外: ベトナム国外の地域である。

永遠全部負傷: 身体負傷が直接で、単独な原因になり、その他原因と別れ、事故が起こった日から連續 180 日以内に身体負傷が続いていき、連續な期間に伸びて、最低連續 12 ヶ月間の間に不連續がなく、その負傷により、被保険者は永遠的に完全的に自分の通常の業務またはその他業務をすることができない。

医師: 専門サービスが実行を許可されるところの法律規定により医療サービスまたは解剖サービスを提供する許可書が発給された医師、または関節骨専科の医師である。

「医師」の用語は次のものを含めない:

- a) 関節骨のマッサージ方法で治療する者、及び理学療法士;
- b) 被保険者;
- c) 被保険者の配偶者;
- d) フライトで被保険者と同行する者; または
- e) 被保険者の家族メンバー

既存病状: 旅行の出発日から 12 ヶ月間前にある被保険者または被保険者の家族メンバーの病気、病症、または異常な健康状況である:

- a) 最初に明確な病症があり、段々悪化して、急性な病症になり、通常人が病気に対して診断、介護、治療を受ける必要がある; または
- b) 医師より治療を受け、または治療の指摘を受けた; または

c) 処方薬を使用するよう指摘を受けた。

保険購入者: スケジュールの支払に名前が記載され、保険証明書にある被保険者に保険料を支払った者である。

適切で通常な費用: 被保険者の状態を治療するために必要な医療治療、病院、設備、医療サービス等に対して支払われる費用である。

当該費用は費用が発生する地方における同等で通常な医療サービス、治療費用、設備費用を超えない、保険がない場合に支払うべきでない費用を含めない。

予定出発日: 被保険者の航空券に規定されるスケジュール通りに被保険者が出発する日である。

スケジュール通りのフライト: 航空券より手配される貿易フライトであり、いつでも航空会社が航空券を購入した顧客に対してスケジュール通りに航空運送の業務に必要な条件を満たし、航空会社が運営する国の関連権威機関より発給された合法的なライセンスを取得しましたはその同等な権利、着陸の権利を持ち、その権限をもって公表された空港の間に顧客運送サービスの価格表及びスケジュールを維持、公表できる。

スケジュール通りのフライトは ABC 世界空港ガイド (ABC World Airways Guide) に従わなければならない。また、出発時間、乗換拠点、着陸拠点については被保険者のスケジュール通りのフライトの航空券に明記されなければならない。

重病: 被保険者または家族のメンバーにいつでも適用でき、生命に脅かし、医師より緊急な治療を指摘され、被保険者及び家族メンバーが医師より旅行または当初の旅を続くために必要な健康がないと判断されることを及ぼす病気である。

病気: 旅行の間における被保険者の体質健康に関する注意すべきの変更であり、その変更により許可される医師より介護、治療の指摘を受け、その病気で保険弁償を請求でき、またはその病気が本質的に保険契約の適用対象外ではない。

保険権利の纏め表: 保険契約に従う保険権利のまとめである。

特別処罰被指定リスト: 米国、連合国、ヨーロッパー、イギリス王国等の法律、規定、または経済、貿易禁輸管理を受けるリストに明記される人、自体、団体、会社

旅: 被保険者よりベトナム国内領域に保険証明書に記載される保険開始日から保険終了日までの期間中に行われた旅である。

予測できない事態: 天気、天災、飛行機のエンジン等の事故等の原因により、または被保険者が病気、負傷で、またはスケジュール通りのフライトの予約航空券の数量を超えたことで、被保険者が乗車を断れることである。

第 III 章 保険期間

1. 保険有効性の開始

- a) フライトキャンセル権利の保険を除き、保険は被保険者はスケジュールのフライトを開始または続けるために空港エリアにいる間も含めるスケジュールフライトの最初出発日のフライトに名前が登録される時点から発効とする。
- b) フライトキャンセル権利の保険は保険契約締結日または最初予定出発日から 60 日間前の間に後方の時点から発効とする。

2. 保険効力の失効

- a) フライトキャンセルの権利を除き、保険は被保険者が旅先の空港に着陸した時点で効力を失効とされる。
- b) フライトキャンセル権利の保険は最初出発日に失効とされる。

3. 制限:

子供は保険期間中のフライトに保険契約に従い成年被保険者と同行してもらう必要がある。

第 IV 章 保険の権利

1. 個人事故に関する権利

旅行の間に事故が発生したことにより、被保険者は死亡または身体負傷になった場合、PVI 保険は本保険規則の免除、制限、規定に基づき、以下の弁償比率表に従って弁償額を支払とする。

弁償比率表		
	事故	権利金額の%比率
1	事故による死亡	100%
2	永遠全体負傷	100%
3	視力低下及び一目または両目の視力を回復できない	100%
4	一肢または複数の肢の使用能力を永遠に失う	100%
5	全部の視力低下、一目を回復できない、一肢の使用能力を失う	100%

条件として:

- a) 事故による死亡、またはその負傷はその死亡または負傷を及ぼす事故が発生した日から 180 日間以内に発生した;
- b) 被保険者一人に対して PVI 保険が負担すべき最大弁償額は権利まとめ表に詳細で定められた個人事故権利に対して権利額の 100% になる。

行方不明及び天気、気候に接触する場合の保険範囲拡大に関する条項:

被保険者は（本保険規則に従い保険された原因による事故で）天気、気候の要素と接触することを回避できなく、死亡、または負傷になる場合、当該死亡、負傷の事項が本保険規則に従い保険の権利を受けることができる。

事故が起きた時点に被保険者が使用していた運送車両が損失、沈没または破壊された時点から 1 年間以内に被保険者の死体が見つけられない場合、被保険者は PVI 保険より、車両が損失、沈没または破壊された時点にあった事故により、身体負傷で事故により死亡されたとして認められ、PVI 保険は被保険者に対して本保険規則に従い弁償とする。条件として、弁償を受ける者は PVI 保険がその時点後、被保険者がまだ生きていると確認できた場合に PVI 保険にその弁償金額を返済するという契約を締結することが必要である。

2. 旅行にあった障害に対する保険権利

2.1. 旅のキャンセル

スケジュール通りの出発時点に以下の事故により、被保険者は最初出発日にスケジュール通りのフライトを実施できなければ、未使用であるが、返却されない航空券分に対して保険権利纏め表に記載したフライトキャンセル事故に対して、PVI 保険は被保険者に最大上限額までに保険料を支払とする。

- a) 被保険者の家族メンバーに関する事故：
 - (i) 死亡; または
 - (ii) 入院で、被保険者からの介護が必要で、航空券購入日に予測できない。
- b) 次の内容に関する事故：
 - (i) 被保険者は航空券購入日に事前に予測できない重病でまたは身体負傷で入院すること; または
 - (ii) 最初出発日から 48 時間前以内に被保険者の車両が深刻に破壊されたこと; または
 - (iii) 被保険者の住宅が火災、洪水、竜巻、地震、台風またはその他天災により深刻に破壊されたことにより、最初出発日に被保険者が住宅に残る必要があること; または
 - (iv) 被保険者は誘拐、拘留、隔離、または民事訴訟のために裁判所に申し立てられること。

第 2.1 項 – 旅のキャンセルに対して適用される特別除外の条項

以下の事故から直接、または間接的に（全部または一部）発生した損害に対して PVI 保険は責任を負担しない：

- a) 被保険者の刑事的な犯罪行為;
- b) 戦争、公衆の立上、革命、テロの行為;
- c) 事前にある医療の条件;
- d) 放射源からのインパクト;
- e) 汚染;
- f) 病気;
- g) 噴火現象を含めるが、それに限定しない自然天災; または
- h) 雪及び/または風等を含めるがそれに限定しない天気の事故
- i) 航空会社が弁償すべきの損害に対して PVI 保険が責任を負うわない。

2.2. 荷物及び個人アイテム

PVI 保険は被保険者に所持荷物及び個人アイテムの保険権利に対する最大上限額までに弁償し、各アイテムに応じる規定の最大上限額が保険権利纏め表に記載され、弁償上限額は保険権利纏め表に記載されたアイテムに応じて規定された保険料であり、被保険者 1 人及びスケジュール通りのフライト 1 便に適用される。その原因は以下の通りで

ある：

- a) 盗難または盗難による損害または意図的な盗難行為; 及び/また
- b) 受託手荷物または手持ち荷物と問わずに、スーツケース、荷物ボックス、手持ち荷物またはその中のアイテムを含める被保険者の荷物、及び個人アイテムの損害で、その損害の原因是航空会社の責任に帰すべきである。

被保険者はスケジュール通りのフライトに乗っている途中。

弁償の基礎は以下の価値のうち最少の価値である：

- a) 荷物及びアイテムの原価から償却額を引かれた後の価値; または
- b) 同等なブランドまたはモデルがある荷物またはアイテムで交換する費用; または
- c) PVI 保険の決定によるその荷物またはアイテムの修理費用。

荷物の損失、損害等について被保険者が着陸する空港にある航空会社の委任代表者に報告しなければならない。弁償請求が航空会社の委任代表者の書面での承認と一緒に添付しなければならない。

当該荷物またはアイテムが同じセットまたは同じペアの多くの部分を含める場合、PVI 保険は損失した一部または多くの部分に対して規定の上限額を超えた金額を弁償する責任を負わなく、同時にその他特別な価値に参照する必要もない。PVI 保険は自身の決定で、そのアイテムのセットまたはペアの被害前の価値を克服するために部分を修正、交換でき、またはその荷物または個人アイテムに対する被害前と被害後の損害の現金価値の差額を弁償とする。

以下のアイテム及び設備が被保険者よりスケジュール通りのフライトに“所持荷物”として実際に持たれた場合のみに盗難保険の対象になる。

- a) 時計;
- b) シルバー、ゴールド、または白金、及び/または貴重な資材、真珠で一部または全部でつくられたアイテム及びジュエリー;
- c) 動物のレザーで飾られたアイテム;
- d) 撮影設備、カメラ、パソコンまたは携帯電話、及び/または記録設備、または撮影設備及びその設備の機器

第 2.2 項 - :所持荷物及び個人アイテムに対して適用される特別除外の条項

- a) 以下のものは保険契約の保険対象にならない：
 - (i) 動物;
 - (ii) 自動車及び自動車の部品、トレーラー、トラック、船及びその他運送車両;
 - (iii) 密輸品または禁止品;
 - (iv) 身分証明書類等;
 - (v) クレジットカード及び支払カード;
 - (vi) 運送切符、現金、株式、証券;
 - (vii) 専用設備;
 - (viii) 眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、偽足、偽歯;

- (ix) 鍵;
 - (x) 楽器、芸能器具、中古品、収集品または家具; 壊れ品及び消費品;
 - (xi) スキーのキット、自転車、ヨット、ゴルフクラブ、テニスラケットを含めるがそれに限定しない。それは預け荷物である場合を除く。
- b) PVI 保険は以下の原因による損失、または損害に対して責任を負わない：
- (i) 壊れやすい物、カメラ、楽器、ラジオ、またはその他同様な資産の壊れ、亀裂;
 - (ii) 政府または権威機関の命令に従われる没収;
 - (iii) 刑事的な犯罪行為; または;
 - (iv) 価値低減、または償却;
 - (v) 昆虫;
 - (vi) 既存破壊、欠陥;
 - (vii) 密輸品、禁止品の運送; または
 - (viii) 検疫規制または通関規制に従い廃除するかどうかを問わずに入港
- c) 資産の損失または損害が発生した時点に保険契約がなければ、資産がその他保険契約より保険権利を受ける場合、PVI 保険は当該資産に対する損害、損失に対して責任を負わない。保険契約が締結されない場合にその他保険契約に従い弁償すべきの上限額を超えた分を除く。

2.3. 航空会社のフライトの遅延

被保険者のスケジュール通りのフライトは被保険者が提供されたフライトのスケジュールに規定された当初出発時点から一定な連続時間で遅延され、及びこの遅延の原因是悪天候、設備の故障またはストライキ、運送車両のハイジャック（飛行機のハイジャックを除き）または航空会社の社員のストライキになる場合、PVI 保険は被保険者に保険権利まとめ表に規定された通りに遅延の連続時間に応じて本保険権利まとめ表に明記される最大上限額までに弁償金額を支払とする。

遅延の時間はスケジュール通りのフライトの最初出発時点から航空会社が提供する最初の交換フライトの出発時点までとする。フライトの遅延時間及び理由を説明する航空会社または代理店のオフィシャルレターはこの権利のクレームの根拠書類となる。

第 2.3 項 – フライトの遅延に対して適用される特別除外の条項

PVI 保険は以下の原因による損害に対して責任を負わない：

- a) 被保険者は提供されたスケジュール通りにフライトに乗らないこと;
- b) 航空会社を除くその他会社のストライキ、フライト手配の日に既存したこと;
- c) 被保険者は遅刻に空港へ到着すること（ストライキによる遅刻を除く）；
- d) 自然天災及び設備故障の場合を除くスケジュール通りのフライトがキャンセル、遅延されること；
- e) 被保険者はフライトの遅延時間及び理由を説明する航空会社または代理店からの確認書がないこと；

2.4. 遅延の荷物

被保険者がスケジュール通りに旅先の空港に到着した時点から起算して保険権利まとめ表に規定された連続時間の間後に、被保険者の預け荷物が運送業者より遅延に到着され、ミスに引き渡され、または一時的に見つけられない場合、PVI 保険は被保険者に保険権利まとめ表に規定された通りに遅延の連続時間に応じて本保険権利まとめ表に明記される最大上限額までに弁償金額を支払とする。

前提条件: 被保険者は第 2.2 項 – 所持荷物及び個人アイテム及び第 2.4 項 – 遅延荷物（ある場合）に従い、同時に同じ事件に対して弁償を請求することができない

2.5. 旅行書類の損失

被保険者はスケジュール通りのフライトに乗っている期間中に強盗または暴力の使用または暴力で脅されたことにより、旅行の関連書類（パスポート、ビザ等）が損失した場合、PVI 保険は以下に関する費用を支払とする。

- a) 損失、または強盗された書類の再発行;
- b) 上記第 a) 項の通りに書類の再発行のために被保険者だけの必要な移動、宿泊に
対して適切に発生した費用

条件として:

- a) 被保険者はスケジュール通りのフライトに乗っている間に当該損失が起こった
際、そのアイテムが被保険者より保管、監督、管理されること
- b) 損失について航空会社の権威代表に 24 時間以内に報告し、航空会社の権威代表
者からの確認文書を取得する必要

2.6 ハイジャックの場合に対する保険

フライトの期間中に被保険者はハイジャックの被害者になり、かつ当該ハイジャックは保険権利まとめ表に規定された連続時間の間に起こった場合、PVI 保険は被保険者に保険権利まとめ表に規定された通りに上記の連続時間に応じて本保険権利まとめ表に明記される最大上限額までに弁償金額を支払とする。

第 V 章 全章に一般的に適用される保険除外

本保険規則は以下の事故から直接に、または間接に発生した損害に対して弁償しない:

1. 政府の禁止命令、規定等に違反する可能性のある取引;
2. 各政府、政府の機関、または地方政権の命令による戦争、侵入、外国敵の行為、
敵対的な行為（宣言したかを問わず）、軍隊反乱、内戦、革命、陰謀、軍事権
力の乱用、戒厳令、逮捕、隔離、通関、国有化により直接または間接に及ぼさ
れた死亡または負傷;
3. 通関の機関、政府または機関または政府の役員より抵抗、逮捕、差し押さえ、
廃止、保管または拘留されたこと;
4. 違反行為または法律意図違反行為または権威機関より逮捕された際に抵抗行為;
5. 7 日齢以下の被保険者（直近誕生日から保険購入日まで）；

6. ミッションを実行している武装力のメンバー、または海軍、軍事、空運または海軍力、軍事力、空軍力に参加し、民事または軍事機関が計画した攻撃的なキャンペーン、または盗難、テロ、またはその他対象に対して実施されたキャンペーンに参加している者;
7. 航空のフライトの期間中に、顧客は規定に従い許可された私立飛行機または航空会社より運用開拓されている貿易飛行機のチケットを支払った場合を除く;
8. 直接または間接に核反応または放射線や放射能汚染に及ぼす可能性がある原子、核または核減量の使用、排出、漏れ、または病気資材、生化資材、中毒化質の発散、使用から直接または間接に発生した申告な身体負傷の状況。この除外条項に対して、深刻な身体の負傷は死亡に及ぼす危険性が高く、または長期な身体変形に及ぼす危険性があり、及び/または身体の部分の長期な機能低下に及ぼす身体負傷である;
9. 事前にあった医療条件;
10. 自殺、意図的な自殺または被保険者が警戒心であるかどうかを問わず自身につけた負傷;
11. アルコール中毒、薬乱用の治療、またはアルコール中毒、薬乱用から発生した症状の治療;
12. 妊娠、流産、出産またはその他家族計画化に関連する治療方法、または不妊状態に関する治療または発生したその他の病症;
13. 精神病、神経疾患または不眠症;
14. 美容整形、整形解剖またはその他必要性がない解剖;
15. 保険契約が発効した日までに証明、診断された先天性欠損症;
16. 先天性欠損症及び包皮切断に対する解剖または治療;
17. 高齢化の状態、高齢者心理、または神経メンタル、プレシャール、心配、鬱病から発生した治療;
18. 肥満、減量、上量病の治療;
19. 医師のアドバイスに反した海外旅行または医療治療、医療サービスの目的のため;
20. 歯科のケアまたは解剖の形式、健康的な自然な歯に対して保険契約の事故による被害により歯科のケア、解剖が必要な場合を除く;
21. 定期健康診断、入院、病気、または負傷に関連する診断に直接に関連しない医療診断、またはその他関連治療措置;
22. 後天性免疫不全症候群（AIDS）またはヒト免疫不全ウイルスの感染に関する病（HIV）（本保険規則に、AIDS の定義は世界保健機関より 1987 年に使用された定義、または世界保健機関の修正定義である; PVI 保険の意見に従い、血テストまたはその他同等なテストにより、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）または HIV 抗体の存在があったとき感染の状態が起こったとして見なされる;
23. 生殖器を通じる感染症
24. 飛行機の乗組員のミッションを実施する間に発生した負傷、顧客は飛行機が登録された国家の権威機関より発給された合法的な飛び立ちの承認があった飛行機の航空券を支払った場合を除く;
25. 車両に乗り、または車両を運転してレースに参加すること;

26. 被保険者は乱雑または乱雑の応援に参加すること;
27. 被保険者はアルコールドリンク、麻薬等のインパクトで意識のコントロールができなくなるまでに行為を取ること;
「アルコールドリンクのインパクトで」の言葉は血テストの際に血内にあるアルコール濃度が 150mg%以上になることを示す。
28. 被保険者は空港に遅刻に到着して、規定の飛行機の搭乗時点後にスケジュール通りのフライトに搭乗できること;
29. 荷物を保護、保管または損失荷物を見つけるために被保険者は適切な措置を講じないこと;
30. 被保険者はスケジュールの通りの旅先に損失荷物について権威のある航空会社に報告しなく、異常な荷物確認書を取得しないこと;
31. プロスポーツの活動へ参加したことにより直接的、または間接的に発生した法的義務、損失、負傷、損害等、または被保険者がそのスポーツ活動に参加することで所得、報酬を貰えること;
32. 医療、介護、隔離等の上に不要な検査;
33. 被保険者は次の通りになる場合、被保険者に直接または間接的に発生した法的義務、損失、負傷、損害等：
 - a) テロ参加者;
 - b) テロ組織のメンバー;
 - c) 核武器、化学、生物学武器の提供者; または
 - d) ドラッグ販売者.

(全部または一部) 直接、間接に発生した損失。
34. 病気;
35. 間接的または自然の損失;
36. キューバまたは特別処罰指定リストに名がある個人、実体、団体、会社等に関する損失、費用、または PVI 保険より返済、支払われることにより、PVI 保険は経済禁輸、貿易禁輸またはその他同等な法律規定に対する PVI 保険の違反を及ぼさせる損失または費用。
37. 次の活動に参加する被保険者:
 - a) アドベンチャースポーツ活動:
 - b) 被保険者は報酬、スポンサー寄付金、または財務的価値のある褒賞を取得できるプロスポーツ活動;
 - c) レース、ランニングを除く、マラソン、2つ組合スポーツ、3つ組合スポーツを含めない
 - d) 規定通りのスキー以外の自由スキー活動
 - e) ボートローリング等 4 レベル及び 4 レベル以上の特別な活動
 - f) 海面から 3000 メートルの高さでの山登りまたはトレッキング（山登り散歩を含める）；または

- g) スキューバダイビングの活動、被保険者がプロダイビング協会（PADI）の証明書（または同等な証明書）があり、または専門のある監督者と一緒にダイビングに参加する。全ての場合に、保険契約に従われる最大深さがプロダイビング協会（PADI）の証明書（または同等な証明書）に規定され、しかし、30 メートルに超えなく、また被保険者は自身でダイビングしてはいけない。

第 VI 章 一般条件

1. 分別の条項

本保険規則の条項または条件等が無効とされまたは実行できなくなる場合、それが本保険規則のその他の条項、条件の有効性及び施行可能性に影響を与えない、その他の条項、条件が引き続きに有効とされる。

2. 保険及び保険料支払に関する条項及び条件の遵守

本保険規則の条項、条件を遵守することまたは当該条項、条件は被保険者が実施または本保険規則を遵守する必要な内容に関連することが PVI 保険から本保険規則に従い弁償を解決するための最優先の条件である。

保険購入者の保険料支払は PVI 保険から本保険規則に従い弁償を解決するための最優先の条件であり、PVI 保険から書面でその他の同意がある場合を除き、保険契約の締結の前に実施される必要がある。

3. 詐称

PVI 保険は以下の場合に該当すれば、保険弁償金を支払わなく、かつ PVI 保険の意見で保険契約が無効とされる：

- a) 保険の条件に対して重要な役割を果たされ、保険の可能性の根拠として提供される必要がある被保険者に関する情報を開示しない、または誤りに開示すること；
- b) 詐欺の行為

4. 修正

PVI 保険はいつても保険契約の条項、条件を修正する権利を持ち、被保険者及び PVI 保険の同意により契約の条項及び条件を修正、変更することができる。ベトナム法律により、元の保険契約より保険契約より保険権利を受けたかを問わずに、修正内容が発効とする日以降に保険契約の修正内容が各当事者に対して必須要件になる。PVI 保険の委任代表者からの承認を受け、その承認文書が保険契約に追加された場合以外、保険契約の修正内容が発効とされない。

5. 支払通貨

ベトナム法律により、クレームに対する弁償が米ドルで表示されるが、支払実施時点にベトナム中央銀行が公布する米ドル対ベトナムドンの連銀行為替レートでベトナムドンで支払われる。

6. 弁償の上限額

弁償の上限額は本保険規則の第 1 章の弁償上限額の表に規定された弁償の上限額である。

成年被保険者と同行する乳幼児（7日齢から2歳未満）が無償で（保険料は0ベトナムドン）保険されるが、保険の上限額が以下の通りに限定される：

- 事故による死亡及び永遠負傷の保険権利の10%;
- 旅行の期間中の事故による医療費用、緊急医療運送費用、死体帰還、及び旅行書類損失に関する費用の100%
- 本保険規則に規定されない内容に対して弁償しない。

75歳以上の火保険者に対する保険が事故による死亡及び永遠負傷の保険、旅行の期間中の事故による医療費用、緊急医療運送費用、死体帰還費用の50%までに限定される。その他費用が保険権利まとめ表の規定に従い保険権利を受ける。

7. 年齢

本保険規則に定められる年齢は被保険者の年齢及び彼らの直近誕生日である。

8. 時間帯

本保険規則に、時間及び日付けに関する参照がベトナム時間帯の参照である。

9. 居住場所の範囲

保険範囲はベトナムに居住している被保険者またはベトナムに居住していないが、ベトナムに旅行して、またはベトナムの空港で乗り換える被保険者に対して提供される。

10. 通知及び苦情手順

a) 本保険規則に従い苦情を発生させる事故があった場合、被保険者は：

- (i) PVI保険の規定に従いPVI保険に弁償請求書に提出することで、その苦情を発生させる事故が発生した30日間後を超えない、PVI保険に直ちに書面で通知する；
- (ii) PVI保険より要求することが出来る被保険者の情報、内訳、リスト、領収書、インボイス、宣言、報告書またはその他関連資料を書面で供給し、事故の本質によってPVI保険は関連費用について規定できる；かつ
- (iii) PVI保険が適切な時点で検査を行うために適切な資料を提供し、損失及び/または苦情においてはPVI保険と協力する必要がある。

被保険者は本条件を遵守しないことが関連苦情に悪いインパクトになる可能性である。

b) 被保険者はPVI保険に以下の情報、資料を提出する：

- (i) 被保険者のクレジットカードから引かれた航空券の価格、スケジュール通りのフライトに関する支払領収書、資料のコピー；
- (ii) 被保険者は本保険規則の第2.2, 2.3, 2.4, 2.5または2.6項に従い苦情を出した場合、損失荷物に関する航空会社から取得した異常荷物確認書はスケジュール通りのフライトに関する詳細情報、及び/または書面での詳細情報及び荷物の遅延到着、または損失についての確認を含める。

c) 被保険者は損失荷物及び/または個人アイテムを保護、保管、探すために適切な措置を実施しなければならない。被保険者は航空会社の委任代表に通知する必要がある。

11. 損失の根拠

損失の日から 90 日間以内に被保険者が書面で根拠を提供しなければならない。規定期間中に当該根拠を提供しない場合、規定期間中に提供できない適切な理由があれば、苦情の有効性または弁償金額の低減にならない。条件として、被保険者は当該根拠を直ちに提供し、法律能力を失った場合を除き、全ての場合で根拠提供規定日から 1 年間を超えてはいけない。

12. 弁償

死亡による弁償は保険契約が終了または期限が切れた前に被保険者が指定した受益者に支払とする。被保険者から指定がない場合、弁償金が継承に関する法律に従い支払とする。

弁償金は必要な弁償請求書類を十分に受領した日から 15 日間以内に PVI 保険より被保険者に支払とする。

PVI 保険は本規定に従われる弁償を行うために検査する場合、検査期間は弁償請求を受領した日から 90 日間を超えない。

13. 詐欺行為のインパクト

保険契約または保険契約に従われる苦情に関する詐欺の行為、不正な情報の提供、または未公開により、保険契約に規定される保険の範囲及び保険権利を無効とされる。

14. 医療検査

PVI 保険は弁償請求を解決する間に自分の費用で被保険者に対して追加根拠書類の提供及び医療診断について要求することができる。また、被保険者が死亡した場合に法律の許可を取得した上、死体の剖検を行うこともできる。

15. 適用法律:

本保険規則はベトナム法律に基づき修正、理解される。

16. 個人情報の使用

保険商品及びサービスの評価、提供、管理、開発のために PVI 保険は保険購入者及び被保険者の個人情報を収集していく。この目的をもって、PVI 保険はサービス提供者、PVI 保険システム内の会社、保険、再保険仲介者及びその他保険会社、再保険会社等を含めるベトナム国内または国外にある適切な第三者に当該個人情報を開示することができる。保険購入者及び被保険者は本項の通りに PVI 保険が個人情報を使用、提供できることについて合意する。

17. 苦情の期限

ベトナム法律に従い、PVI 保険は損失が発生した日から 3 年間後に請求された苦情について保険契約に従い保険権利の弁償金を支払わない。

18. 受益者

死亡した被保険者による弁償金が被保険者から指定した受益者に支払とし、被保険者が受益者を指定しない場合、ベトナム法律に従う。被保険者が死亡した場合、その他保険の権利に対する弁償は被保険者または被保険者の受益者に支払とする。場合によって、弁償の手順として、支払は PVI 保険及び被保険者または被保険者の受益者の間に行われ、PVI 保険は一括に支払することが請求した苦情に対して、十分で、最終的な弁償支払になる。

19. 処罰条項

PVI 保険は本保険契約の被保険者または受益者が本保険契約、及び/または PVI 保険、PVI 保険の支配組織を支配する法律、規制等から禁輸またはその他経済処罰形式を出され、その規定に従い、PVI 保険の保険提供、業務実施、またはその他の形式で保険契約の被保険者またはその他受益者に経済権利を提供することを禁止する有効性がある対象になる国家の政府の人民であり、または一定な役割を果たす場合に発生した損失、苦情に対する拡大条項に対する弁償責任、または本保険規則の条項から発生した責任に対して弁償の責任を負わない。各側は PVI 保険が本保険契約、及び/または PVI 保険、PVI 保険の支配組織を支配する法律、規制等から経済権利を受ける権利がないと公表された受益者に対して弁償しないと合意する。

20. 関連取引の領収書

被保険者または被保険者の受益者は実施する委託取引、担保、保管権、譲渡取引またはその他取引に関する領収書は PVI 保険に対して強行条項とならない。

PVI 保険は被保険者が本保険契約に従い弁償金を受ける全ての場合における責任を免除される。

21. 被保険者より指定された者の権限

指定された者の合意は本保険契約の内容の変更、終了、解約、または指定された者の交替のために必要な最優先条件にならない。

22. 所有権

本保険契約の所有権は被保険者になる。

23. 訴訟

被保険者は両側の間に紛争が発生した日から 3 年間後に PVI に対して訴訟を出さない。

24. 紛争解決条項

両側は本保険規則に関する、または本保険規則から発生した紛争について権威のある裁判所よりベトナムの民事訴訟法に従い解決されると合意する。

25. 検討期間

弁償請求が発生しない前提で、被保険者がスケジュールに記載された最初出発日の 7 日間前に PVI 保険に通知する場合、本保険契約及び保険証明書が削除とされる。

PVI 保険は保険購入者に保険料を返金する。

26. PVI 保険の責任

PVI 保険は本保険規則に規定される保険範囲に一部または全部に関連する事項または弁償請求に対して完全な責任を負担する。

27. 優先言語

本保険規則及び外語で印刷、出版された保険規則の翻訳版の間にある内容の矛盾、不一致が発生した場合、ベトナム語で印刷、出版された保険規則の内容が優先に適用される。

28. 重複保険

被保険者は航空会社を通じて PVI 保険から購入した多数の保険契約により保険の権利を受ける場合、被保険者は当該保険権利に対する最大保険弁償金が規定される保険契約に従い保険権利の弁償を受ける。

保険権利弁償金は同じな場合、PVI 保険は最初に発給された保険契約に従い、弁償の請求を検討する。

社長